

令和5年3月20日施行・電気事業法の改正により、小出力発電設備の一部が、新たな類型に位置づけられました。

従来、電気事業法で規定されていた「小出力発電設備」は、改正により「小規模発電設備」と名称が変わりました。

そしてこれまで保安規制の対象外であった小規模発電設備（旧・小出力発電設備）のうち、風力発電設備および出力10kW以上の太陽電池発電設備については、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」という類型に指定され、それらは技術基準適合維持義務の対象となり、使用前自己確認および基礎情報届出が義務化されました。なお、小規模事業用電気工作物は自家用電気工作物となります。

また、同日施行の電気工事士の改正により、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から、「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」と変更されました。

■ 小規模発電設備（旧・小出力発電設備）の概要（出力電圧600V以下、合計出力50kW未満）

発電設備の種類	出力	電気工作物の区分
風力発電設備	20kW未満	小規模事業用 電気工作物
太陽電池発電設備	10kW以上、50kW未満	
	10kW未満	一般用電気工作物
水力発電設備（ダムは除く）	20kW未満	
内燃力発電設備	10kW未満	
スターリングエンジン発電設備 （作動ガスは不燃性ガス使用）		
燃料電池発電設備 （高分子型または固体酸化物型）		
燃料電池自動車 （家庭に給電するもの）		

■ 電気工作物の区分と小規模事業用電気工作物の位置づけ

電気事業法第三十八条において、小規模事業用電気工作物（出力10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備および出力20kW未満の風力発電設備）は、事業用電気工作物（自家用電気工作物）に位置づけられ、技術基準適合維持義務の対象となり、使用前自己確認および基礎情報届出が義務化されました。

電気工作物	一般用電気工作物	小規模発電設備
	事業用電気工作物	自家用電気工作物
		電気事業用電気工作物
		小規模事業用電気工作物

■ 新たな第二種電気工事士の資格範囲（「一般用電気工作物等」の新設）

電気工事士法第二条において、一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物を表す「一般用電気工作物等」という用語があらたに定義され、同法第三条2において、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業は第二種電気工事士（第一種電気工事士または第二種電気工事士の免状の交付を受けている者）でないと従事できないと規定されました。つまり、第二種電気工事士の資格範囲の対象設備は改正前と変わらないことになります。

一般用電気工作物等	一般用電気工作物	低圧受電設備
	小規模事業用電気工作物	低圧受電設備の構内に施設される 小規模発電設備

■ 一般用電気工事の定義

電気工事業法で定める「一般用電気工事」の定義が、一般用電気工作物等に係る電気工事と改正されました。

	改訂前	改定後
一般用電気工事の定義	一般用電気工作物に係る 電気工事	一般用電気工作物等に係る 電気工事